

大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内における石綿飛散防止を推進するため、大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、所属する調査者等の調査能力向上に取り組む県内の事業者等（以下「事業実施主体」という。）が事業の実施に要する経費に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

（1）「石綿事前調査」とは、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十五に規定する、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査をいう。

（2）「調査者等」とは、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年十月二十三日号外厚生労働省、国土交通省、環境省告示第一号）第2条第2項から第5項に掲げる者のほか、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（環境省告示第七十六号）第一号に掲げるこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者をいう。

（3）「調査者団体」とは、調査者等によって組織された団体のうち、調査者等の技能向上に資する認定資格制度を実施する団体をいう。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）積算の算出の根拠が確認できる見積書又は研修案内の写し
- （4）誓約書（第4号様式）
- （5）その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（次項で定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金の額の減額であり、軽微な変更の範囲に含まれる場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- （6）第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- （7）第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- （8）その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日又は研修等受講計画の受講予定日の最終日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要に応じて、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第9-1号又は第9-2号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 研修の受講証明書又は修了証の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第11-1号又は第11-2号様式）により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けたものが補助金の交付を請求しようとする

きは、補助金交付請求書（第 1 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出部数）

第 1 3 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 1 部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 8 年度の予算に係る大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金から適用する。

別 表

補助対象経費	補助率	補助限度額
事業実施主体が年間研修実施計画を策定した上で、事業実施主体の県内事業所に所属する調査者等が受講する研修等に要する以下の経費 研修等受講費（消費税等相当額を除く） ただし、複数の受講費の設定がある研修等については最も低廉な受講費（消費税等相当額を除く）を補助対象経費とする。	1 / 2 以内 （百円未満切り捨て）	1 0 0 千円

（注）補助金申請は、単年度につき 1 回までとする。

第1号様式（第4条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費
補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

名称

氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

メールアドレス

年度において、下記のとおり大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）積算の算出の根拠が確認できる見積書又は研修案内の写し
- （4）誓約書（第4号様式）
- （5）その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条、第10条関係）

事業実施計画（実績）書

1 事業計画の内容

別紙1 研修実施計画（実績）書のとおり

2 事業費の内訳

（単位：円）

経費区分	補助事業に要する（した）経費	補助対象経費	補助金額	経費の内訳
研修等受講費				
合計額		(a)	(b)	

- （注）1 補助対象経費については、交付要綱の別表を参照し、消費税等相当額を除いた額とすること。
- 2 経費の内訳欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。
- 3 (b)には、(a)に補助率2分の1を乗じた額と100千円を比較して、いずれか低い方の額を記載すること（百円未満切り捨て）。

別紙 1

年度 研修実施計画（実績）書

1 所属する建築物石綿含有建材調査者等

事業者名 （ ）

事業内容 （石綿事前調査 ・ 分析調査 ・ 解体工事 ・ リフォーム工事）

従業員数 （ ）名 所属する石綿作業主任者の人数 （ ）名

所属する調査者等の人数 （ ）名

所属する調査者等の名簿

	所属（課） 名	役職	氏名	調査者資格 種別	所属調査 者団体等	調査者団体認定 資格の取得状況	備考
1				☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ 工作物 ☐ その他（ ）	☐ ASA ☐ NADA ☐ その他 （ ）	☐ ASA 認定調査者 ☐ 石綿調査診断士	
2				☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ 工作物 ☐ その他（ ）	☐ ASA ☐ NADA ☐ その他 （ ）	☐ ASA 認定調査者 ☐ 石綿調査診断士	
3				☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ 工作物 ☐ その他（ ）	☐ ASA ☐ NADA ☐ その他 （ ）	☐ ASA 認定調査者 ☐ 石綿調査診断士	

※行は適宜追加してください。

※全員分の資格証明書の写しを添付してください。

☐ 上記の情報及び名簿を、大分県ホームページで公開することを了承しました。

2 調査者団体認定資格者研修等 受講計画（実績）

	所属（課）名	役職	氏名	受講予定日	受講予定研修 名	備考
1						
2						
3						

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

収入

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
県費補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
研修等受講費		
計		

（注） 1 備考欄には、積算の内訳（単位×数量等）を詳細に記載すること。

第4号様式（第4条関係）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等には該当しません。
- 2 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。＊
 - （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2） 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3） 暴力団員が役員となっている事業者
 - （4） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （5） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （6） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - （7） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - （8） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。＊

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕
住 所

（ふりがな）

氏 名 _____
生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女） _____

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第 5 号様式（第 5 条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業
変更承認申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所
名称
氏名（代表者の職氏名）
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号
メールアドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、第 1 号様式の記の 2 以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第6号様式（第5条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

名称

氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

メールアドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（又は廃止の期日）

3 中止（廃止）後の措置

第7号様式（第5条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事

殿

住所
名称
氏名（代表者の職氏名）
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号
メールアドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第7号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円
- 5 その他
(1) 別紙2を添付すること。
(2) その他参考となる書類
消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙 2

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考
円		円	

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第 8 号様式（第 6 条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費
補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県建築物
石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金については、下記のとおり交付する
ことに決定したので、大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金
交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（次項で定める軽微な変更を除く。）を
する場合は、補助事業変更承認申請書（第 5 号様式）を知事に提出し、その承認
を受けること。ただし、補助金の額の減額であり、軽微な変更の範囲に含まれる
場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第 6
号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった
場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿
等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年
度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第
77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法
第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有す
る者であってはならないこと。

- (6) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

(備考)

要綱第5条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第 9－1 号様式（第 10 条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業
実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

名称

氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

メールアドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県
建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業について、下記のとおり実施したので、
大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規
定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）事業実績書（第 2 号様式）
- （2）収支精算書（第 10 号様式）
- （3）領収書又は請求書の写し
- （4）研修の受講証明書又は修了証の写し
- （5）その他知事が必要と認める書類

第 9－2 号様式（第 10 条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業
実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

名称

氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

メールアドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため実績のとおり承認されるよう申請します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）事業実績書（第 2 号様式）
- （2）収支精算書（第 10 号様式）
- （3）領収書又は請求書の写し
- （4）研修の受講証明書又は修了証の写し
- （5）その他知事が必要と認める書類

第10号様式（第10条関係）

収 支 精 算 書

収入の部

（単位：円）

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減	備 考
県費補助金				
自己資金				
その他				
計				

支出の部

（単位：円）

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減	備 考
研修等受講費				
計				

（注） 1 備考欄には、積算の内訳（単位×数量等）を詳細に記載すること。

第 1 1 - 1 号様式（第 1 1 条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費
補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県建築物石綿
含有建材調査者スキルアップ支援事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け
第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円につ
いては、金 円に確定したので、大分県建築物石綿含有建材
調査者スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

第 1 1 - 2 号様式（第 1 1 条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費
補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県建築物石綿
含有建材調査者スキルアップ支援事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け
第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円につ
いては、補助金の額を 円に変更交付決定し、金
円に確定したので、大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費
補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

補助条件

- （１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（次項で定める軽微な変更を除く。）を
する場合は、補助事業変更承認申請書（第 5 号様式）を知事に提出し、その承認
を受けること。ただし、補助金の額の減額であり、軽微な変更の範囲に含まれる
場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。
- （２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第 6
号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった
場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿
等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年
度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- （５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第
77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法
第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有す

る者であってはならないこと。

- (6) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

第 1 2 号様式（第 1 2 条関係）

年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費
補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事

殿

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県建築物石綿含有建材調査者スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		